

1 公民館の利用について

(1) 公民館とは

公民館は社会教育法に基づいて設置され、狭山市立公民館条例などで運営管理が定められている地域の拠点となる社会教育施設です。教養の向上や健康の増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、実際生活に即した教育、学術や文化に関する各種の事業を実施しており、地域の方々の「学びの場」「集いの場」「創造の場」としての場を提供しています。公民館では、自主的なグループによる学習、文化、レクリエーション、スポーツ活動を通じた「人材育成」や「仲間づくり」が行われており、公民館活動を通じた「地域づくり」が実践されています。

○公民館に登録できる団体とは【狭山市立公民館の利用に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条、第3条2項（参考）】

ア 団体の活動が地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する学習であり、学習の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことを目的としていること。

イ 営利活動、政治活動又は宗教活動をする団体でないこと。

ウ 構成員が自主的・主体的に組織し運営している団体であって、継続的かつ計画的に活動を行っていること。

※「団体」とは、原則として5人以上の構成員を有し、会則、名簿、事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずるものを備え、これらに基づき活動している、としています

【すべてチェックが入りますか？チェックしてみましょう】

団体の活動が地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する学習であり、学習の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことを目的としていますか？

団体の会則（規約）はありますか？

内輪だけの活動ではなく、会員を募集し、より多くの人とともに活動することを目指していますか？

団体の役員を含めた全員の名簿はありますか？

公民館で定期的に活動しますか？

団体活動は会員の会費で運営されていますか？

※活動1回ごとに会費を徴収する場合、その手段に合理性がない場合は、不特定多数への有料の事業に該当する営利活動とみなし、運営を改善していただきます

※活動や会計を講師が主体で行っている、予想される毎月の収支バランスに偏りがある場合は、私塾とみなし、運営を改善していただく場合があります

講師（指導者）がいる場合、謝礼金は会費で賄われていますか？

営利を目的としない団体ですか？

□ 他の公民館で利用団体登録をしていないですか？

※同一団体が複数の公民館に登録することはできません（一部のメンバーが異なる場合でも活動内容から同一団体と判断する場合があります）。

※団体の都合により、団体内でいくつかのグループに分かれて活動する場合は、会則（規約）が同一の場合、同一団体とみなし、個別に登録はできません

（２）貸館について

ア 利用許可申請及び使用料の支払いについて

利用する２日前までに利用許可申請をし、使用料の支払いをお願いします（公民館管理規則第７条２項及び第１６条）

イ 利用許可の変更について

利用許可の変更は、利用予定日の２日前までに申請いただくことで、１予約、１回に限り、利用日、利用時間または利用施設の変更が可能です。

なお、利用当日及び前日のキャンセルは、入金済みの場合でも変更できません。

また、利用当日及び前日のキャンセルについては、支払いが済んでいない場合は、支払いの手続きをお願いします。

ウ 施設利用の終了、開始時の団体入替について

鍵は利用許可時間の１０分前に貸し出していますが、利用許可時間になるまでは入室ができませんので、会員への周知徹底をお願いします。

※前に利用していた団体がすでに退室している場合など、利用者がいない場合は、利用許可開始時間１０分前から入室を認めています

エ 利用後の清掃について

「利用しようとしたらゴミがたくさん落ちていた。汚れている。鏡に手の跡がたくさんついている。」といった苦情が多く、次に利用する団体の活動に支障が出ています。公民館は、活動団体と職員を含めた皆でつくる場です。誰もが気持ちよく利用するために、施設・設備などは大切に使い、**利用後は、整理・整頓・清掃を徹底してください**（「裸足で利用するため利用開始時に掃除をした。歩き回っていない。少人数で利用したから汚れていない。」などの理由から、退室時に掃除をしない団体が見受けられます。どのような利用であっても、退室前に必ず掃除をしてください）。

オ 部屋のレイアウトについて

利用中のレイアウト変更は自由ですが、利用後は机、イスなどを基本のレイアウトに戻してください。基本のレイアウトは、各部屋の入口付近に貼ってある写真を参考にしてください。

カ ロールカーテンの使用について（第２ホール、第２、第３、第４学習室）

ロールカーテンは活動中に必要があれば下ろしていただき、退室時には上げてください。

また、ドアの部分に設置してあるロールカーテンについては、活動中であっても、入退室時は必ずドアの上まで上げてください。ロールカーテンを下ろしたままドアの開閉をすると、ロールカーテンの故障原因になります。

キ 備え付けの音響機器の使用について（第１、第２ホール、視聴覚室）

電源は一番下のスイッチのみ、ON/OFFしていただき、その他の機器の電源

は常にONにしておいてください。(音が出ないと連絡があり、公民館職員が確認すると、一部の電源が切れていたというケースが数件ありました)

ク ゴミについて

ゴミは、必ずお持ち帰りください。ただし、モップ掛けの際に出たホコリ、クイックルワイパーのゴミについては、各部屋に備え付けのゴミ箱に捨ててください。

また、ゴミ箱に飴などのお菓子のゴミが捨てられていることがありますので、ゴミは各自が責任を持って持ち帰ってください。

ケ 各部屋に備え付けのホワイトボード用マーカー・レーザーについて

インクが出にくくなったマーカー、インクを消しにくくなったレーザーは、2階の総合窓口で交換します。

(3) サークル連絡棚の使用について

各種証明書等発行コーナー(2階)前に、公民館から各団体へ連絡するためのサークル連絡棚を設置しています。

サークル連絡棚を利用している団体への連絡は、郵送ではなく、原則、サークル連絡棚で行いますので、定期的に確認してください。

サークル連絡棚の使用は、数に限りがあるため、原則、文化祭参加団体としています。

来年度、新たに文化祭に参加する団体は、サークル連絡棚を設置しますので、公民館へ連絡してください。

なお、個人情報を含む資料は、郵送または該当者へ手渡しとします。

(4) 物品借用について

公民館の物品を使用する場合は、使用料の支払い後、「物品借用申請書」に必要事項を記入し、総合窓口へ提出してください。ただし、ホワイトボードなどの各部屋に備え付けの物品については、記入の必要はありません。

なお、同じ時間帯に、同じ物品の物品借用申請が提出された場合は、使用料の支払いを先に済ませた団体が優先となりますので、予めご了承ください。

貸出物品例：スクリーン、プロジェクター、アンプなど

(5) 公民館総合補償制度について

公民館利用者(原則会員名簿に記載されている方が対象)が、公民館施設内において、ケガをした場合に見舞金などが支払われる制度です。補償内容の充実や補償の適用範囲外の補償については、各団体で個別に保険に加入し、対応してください。

ア 補償内容	・死亡(後遺障害)	500万円
	・入院(1日あたり)	2,600円
	・通院(1日あたり)	1,200円
	・疾病死亡弔慰金	10万円
	・疾病入院見舞金(1日あたり)	3,000円

イ 補償の適用範囲

・公民館利用者が、公民館施設内でケガをした場合(往復中の事故も適用となる場合があります)

- ・公民館利用者が公民館主催または共催事業に参加中にケガをした場合
※事故やケガがあった場合は、速やかに中央公民館へ連絡してください

(6) 展示利用について

展示利用会場として、調理実習室を貸し出しています（準備片付け含め4日以内）。

展示利用の申し込みは、利用希望月の前々月12日（3月の場合は1月12日から）、9時から受け付けます（日・祝日の場合は翌営業日から）

※書類は総合窓口でお渡しします

(7) 年間事業予定について 別紙「令和6年度 中央公民館主催事業等予定表」

公民館では、様々な講座などを開催し、地域の方々に学習の機会を提供しています。

講座などの参加募集については、公民館だよりやホームページなどでお知らせしていますので、皆さまも是非ご参加ください。

また、公民館の主催・共催事業の開催に伴い、公民館施設の利用ができない日がありますのでご了承ください。

(8) 公民館利用登録団体によるイベント(講座や発表会など)について

公民館は、毎年度、公民館利用団体の登録更新の際に提出していただく名簿に書かれている方のみに、利用の許可をしています。

そのため、公民館での不特定多数の参加者が参加するイベント(講座や発表会など)は禁止となります。講座や発表会などを開催したい場合は、中央公民館で実施している文化祭やまちづくりコンサートなどに参加するか、他の施設(市民センターや市民会館など)を利用してください。

また、事前に参加者の氏名・住所・電話番号を把握している場合は、一時利用での申請が可能です。一時利用の受付は、利用予定日の1か月前から利用予定日の10日前までとなり、抽選後の空き室の貸し出しとなりますので、注意してください。

なお、公民館で不特定多数の参加者が参加するイベント(講座や発表会など)を開催していることが判明した場合、又貸し扱い(公民館利用の権利の譲渡)となり、その後の公民館での活動ができなくなる可能性がありますので絶対にやめてください。

2 令和6年度公民館利用団体の登録更新について

公民館を利用する全団体の活動実態を把握するために、年に一度、登録更新の手続きをしていただいています（要綱第3条5項）。登録更新をする団体は、必要な書類を揃えて登録館（主に利用する公民館）へ提出してください（公民館で活動するすべての利用団体に登録館を1か所定めています）。

※登録更新書類については、すでに郵送で各団体に送付しています

(1) 登録更新の手続きに必要なもの

登録更新には以下3点の書類が必要です。

- ア 「狭山市立公民館利用団体登録申請書」
- イ 「団体の会則（規約）」

目的、所在地、役職構成、総会、活動日、会費、会則施行日、変更日を記載
ウ 「会員名簿」

令和6年度に公民館を利用する方の名前、住所、電話番号、役職を記載

(2) 提出期間について

令和6年3月4日（月）午前9時から令和6年4月26日（金）午後5時まで。

登録更新の手続きが期日までに行われない場合は、公民館の利用を停止することがあります。

なお、総会などの理由で提出が遅れる場合は、提出日時点の書類を期間内に提出し、後日、更新した書類を提出してください。

(3) 利用の停止、登録抹消について

条例上定められている事項のほかに、所定の期日までに、登録の更新手続きを行っていない利用団体は、更新手続きが完了するまでの間、公民館の利用を停止します。

利用停止後、一定の期間内に更新手続きを行わない利用団体については、登録抹消となりますので注意してください。（要綱第3条6項）

抹消後、改めて公民館を利用する場合は、新規に団体登録申請を行っていただくか、一時利用申請（要綱第12条）を行い、利用してください。

(4) 登録館の変更について

登録館を中央公民館から他館へ変更する場合は、「狭山市立公民館利用団体登録申請書」の登録館項目に、新たに登録を希望する公民館名を記入して中央公民館へ提出してください。

なお、事前に登録変更先の公民館（新たに登録館とする公民館）へ、登録館を中央公民館から変更することを連絡してください。

(5) 抽選参加について

市内に事務所または連絡先（代表者または連絡担当者）があり、構成員の過半数が市内に在住、在勤または在学する利用団体に抽選権を付与しています（要綱第6条）。

※条件を満たしていても活動実態により公民館の判断で制限する場合があります

3 公民館からのお願い

(1) 公民館利用サークル入会体験フェスタへの参加（サークル活動応援月間）

全館合同事業で、6月の1か月間をサークル活動応援月間として、サークルの周知と会員募集を支援しますので、ぜひ、ご活用ください。

公民館利用サークル入会体験フェスタへの参加を希望する団体は、開催期間中（6月1か月間）に会場予約を各団体でしていただき、『「公民館利用サークル入会体験フェスタ」申込書』を4月22日（月）までに中央公民館に提出してください。

※参加団体の情報は、公民館だより（5月号）に掲載します。なお、体験日の活動場所が中央公民館以外の公民館の場合は、該当の公民館に申し込みをしてください

※令和5年度 参加団体数 46団体（中央公民館のみ）

(2) 公民館事業などへの協力 中央公民館事業等協力団体・サークル登録用紙(事前配付)

公民館では、様々な年齢層を対象に講座を実施しています。この講座の講師として、日頃の活動で培われたみなさんの知識や経験をお借りできればと考えています。

また、学校教育の現場でも、地域全体で児童・生徒の教育にあたる姿勢が求められており、地域で活躍する団体の協力が求められています。

このような観点から、地域力を高め、より良い地域づくりを進めるために、皆さまの協力をお願いします。

※夏休みの青少年対象事業「ぼく、わたしの夏休み」について

協力団体を公募し、夏休み期間（8月の1か月間）の小学生を対象として、協力団体が講師となり、日頃の活動内容と関連した体験教室を実施する事業です。

令和5年度は、読み聞かせ、七宝焼、将棋、ウクレレ、フラダンス、マジック、手話、プログラミング、茶道を実施しました。

(3) 「保守点検と座談会」への協力

公民館職員と一緒に、館内備品の不良個所の確認や修理をしていただける方を募ります。各部屋にある、備品の確認や、普段できない部分の掃除をしますので、みんなが気持ちよく、安全に公民館を利用できるよう、協力をお願いします。

なお、保守点検終了後に座談会を行い、日頃の公民館利用について、参加者で意見交換を行います。

来年度は、文化祭開催前の10月頃の午前中に実施予定です。

詳細は決まり次第、公民館だよりなどで周知しますので、協力をお願いします。

※来年度から開催時期を文化祭前の10月に変更します

4 令和6年度中央公民館利用のテーマ

『入室時よりも美しく！！』

～みんなが気持ちよく利用できるよう、次の利用者の立場で考える～

5 その他

(1) 公民館からの連絡は、原則、連絡担当者宛てにします。

(2) これまで、文化祭の開催案内は、全団体の代表者宛てに郵送していましたが、来年度から、市公式ホームページの中央公民館のページ、中央公民館だより及びサークル連絡棚（前年度参加団体）での案内に変更します。

(3) 本日の資料は、3月14日以降、市公式ホームページの中央公民館のページに掲載しますので、団体のメンバーに情報共有する場合など、必要に応じ、ダウンロードして使用してください。